

広島県告示第八百十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十年十月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
温品三丁目一三地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡 市	町	地 番	標 柱 番 号
広島市東区	上温品三丁目	二二三八番一	標柱一号
		一一三〇番	標柱二号から五号まで
		三〇一番四地先市道敷	標柱六号
		二二三三番六	標柱七号
		二二三二番五	標柱八号
		三〇三番一	標柱九号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
深江二号地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡 市	町	大字	字	地 番	標 柱 番 号
江田島市	大柿町	深江	脇田	一三六一番地先道路敷	標柱一号
				一二七五番	標柱二号
				一二七四番	標柱三号
				一三六四番二	標柱四号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

河津原A地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

廿日市市										郡市
河津原										大字
上中組					中山				上中組	字
六一七番一	六一七番九	六一七番一	六一七番三	六一五番	六九番	七〇番	七二番	七三番	六二九番	地番
標柱一一号	標柱一〇号	標柱九号	標柱八号	標柱七号	標柱六号	標柱五号	標柱三号及び四号	標柱二号	標柱一号	標柱番号

一三六二番	一三六四番一	一三五七番二地先道路敷	一三八九番	一三八〇番	一三六六番一
標柱一〇号	標柱九号	標柱八号	標柱七号	標柱六号	標柱五号